

○過積載車両の運転の要求等の禁止違反に対する再発防止命令等の運用について
(通達)

(平成 6 年 5 月 6 日岡指第 321 号警察本部長例規)

(概要)

この通達は、車両の使用者等以外の荷主に対し、警察署長が行う再発防止命令及び再発後の検挙に関する運用要領を定めたものである。

主な通達項目の概要は、

- 1 運用の基本方針
- 2 命令の手続き
- 3 命令違反に対する検挙措置

等である。